

中原区役所業者選定等委員会設置要綱

(目的)

第1条 中原区役所が所管する業務委託契約その他の契約及び機種等の選定に係る公正かつ適正な事務を図ることを目的として、中原区役所業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 契約方法の決定に関すること（プロポーザル方式に関することを含む。）
- (2) 業者の指名選定又は推薦に関すること。
- (3) 機種等の選定に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は区長を、副委員長は副区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 区民サービス部長
- (2) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (3) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
- (4) 道路公園センター所長
- (5) まちづくり推進部総務課長

(付議事案)

第4条 委員会に付議すべき事案は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第2条第2号に規定する契約事務にあつては、1件当たりの予定価格が、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第24条の2各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えるもの
- (2) 業務委託契約にあつては、前号の規定にかかわらず、一般競争入札又は規則第2

6条に規定する方法により契約しないもの

(3) その他必要なもの

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときは、持回り審議をもって、委員会の開催に代えることができる。

2 委員長は、会議の議長となり、会議を総理する。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(指名・推薦の留意事項)

第6条 委員会が業者を指名選定又は推薦しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 指名選定にあつては、規則第3条第1項に規定する有資格業者名簿への登載

(2) 本市又は他官公署における同様の業務等に係る契約実績

(3) 技術及び施工能力

(4) 工程管理、資力及び信用状況

(5) 提案された仕様内容

(6) その他必要な事項

(機種選定の留意事項)

第7条 委員会が機種を選定しようするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 性能

(2) 操作性

(3) 経済性

(4) その他必要な事項

(随意契約)

第8条 委員会が随意契約となる契約業者を選定又は推薦するときは、第6条の規定にかかわらず、契約実績、履行実績その他必要事項に留意するものとする。この場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号の規定との関係についても審議するものとする。

(手続)

第9条 所管課長は、第4条各号に掲げる付議事案があるときは、事前に中原区役所業者選定等委員会開催依頼書（様式第1号）を委員長宛て提出するものとする。

2 委員長は、委員会開催後速やかにその結果を中原区役所業者選定等委員会結果通知書（様式第2号）により所管課長宛て通知するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、まちづくり推進部総務課が処理する。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は中原区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

(中原区役所委託契約審査委員会要綱の廃止)

2 中原区役所委託契約審査委員会要綱は、廃止する。

3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。